

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年11月5日

近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田 延雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、木津川の京田辺地区を中心として、木津川砂州機能の特徴について生態学、河川工学の両面から総合的に調査研究をとりまとめ、その保全や施策について検討を行い、今後の河川管理に資するものである。

本業務の実施にあたっては、河川生態に係る日本国内で適用される技術基準やその要綱、マニュアルなどに熟知し生態学や河川工学などの多様な見解を分析・調整してとりまとめる能力を有すること、河川の河道改修等の人為的なものや、洪水等の自然による物理特性変化の生態への影響について先進的かつ高度な検討を実施する能力を有していることが必要であることから、(財)リバーフロント整備センター(以下「特定公益法人等」という。)を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、もしくは4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度木津川生態学術研究調査検討業務

(2) 業務内容

1) 計画準備

2) 木津川砂州機能と保全の検討

河川学術生態研究会において実施された生態学、河川工学などの多面的にわたる研究成果をもとに、砂州の機能と保全の検討を行う。

生物の生息場としての機能

生物の生息場としての砂州の機能をとりまとめる。

物質変換・水質浄化の機能

水質の濃度変化とこれらの砂州の形成における物質変換・水質浄化の機能を評価する。

砂州機能保全の必要性

生物の生息場としての機能と物質変換・水質浄化の機能で保全すべき特徴的な木津川砂州について、砂州機能の関連性を整理する。

砂州機能保全のための施策

砂州機能の保全のための施策を検討する。

3) 河川生態学術研究会等の運営

下記委員会の運営及び関係資料作成、意見とりまとめを行う。

河川生態学術研究委員会及び運営委員会

河川生態学術研究会合同発表会

河川総合研究グループと木津川研究グループ

4) とりまとめ

研究開始（平成10年）以降の関連する研究成果を総括的にとりまとめる。

5) 打合せ協議

(3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月25日

3. 業務目的

本業務は、木津川の京田辺地区を中心として、木津川砂州機能の特徴について生態学、河川工学の両面から総合的に調査研究をとりまとめ、その保全や施策について検討を行い、今後の河川管理に資するものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

河川生態に係る日本国内で適用される技術基準やその要綱、マニュアルなどに熟知し生態学や河川工学などの多様な見解を分析・調整してとりまとめる能力を有すること。

河川の河道改修等の人為的なものや、洪水等の自然による物理特性変化の生態への影響について先進的かつ高度な検討を実施する能力を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

日本国内の複数の河川で河川生態に係る委員会を設置し、多数の学識経験者等との連携体制がとれていること。

4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務：国の機関が発注した河川砂州の生態系に関する業務

類似業務：地方公共団体が発注した河川砂州の生態系に関する業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア)技術士（総合技術監理部門：建設又は環境部門に関する科目）を有する者
イ)技術士（建設又は環境部門）の試験合格者。但し、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実績を有すること。
ウ)RCCMを有する者
エ)国土交通省（（独）水資源機構を含む）又は、地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、河川事業に係わる経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

・同種業務の実績

平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を有していること。

同種業務：国の機関が発注した河川生態系に関する業務

類似業務：地方公共団体が発注した河川生態系に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号
近畿地方整備局 淀川河川事務所 経理課契約指導係
TEL：072-843-2861（代） FAX：072-844-5492

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年11月5日(月)から平成19年11月15日(木)までの土曜日、日曜日および祭日は除く毎日、9時30分から16時30分まで。

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年11月15日(木)16時30分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：
平成19年12月4日(火)16時30分
(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場

合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7 . Summary

(1) Subject matter of service :

An investigation duties of Kizu River ecology research in 2007

(2) Time-limit to express interests:

16:30, 15 , November , 2007

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

Accounting section contract guidance person in charge ,
Yodogawa river office , Kinki regional Development Bureau ,
Ministry of Land , Infrastructure and Transport ,
2-2-10 Shinmachi , Hirakata-City , 573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Accounting section contract guidance person in charge ,
Yodogawa river office , Kinki regional Development Bureau ,
Ministry of Land , Infrastructure and Transport ,
2-2-10 Shinmachi , Hirakata-City , 573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

以 上